

## 外貨建てニッポン社債ファンド2015-03 (為替ヘッジあり/限定追加型)

### ファンドの決算と運用状況について

2019年9月25日

平素は、「外貨建てニッポン社債ファンド2015-03（為替ヘッジあり/限定追加型）」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当ファンドは、2019年9月24日に第9期計算期末を迎えました。当期の分配金につきましては、10円（1万口当たり、税引前。以下同じ。）と致しましたことをご報告申し上げます。つきましては、第9期の投資環境と運用状況についてご説明させていただきます。

なお当ファンドの分配方針は以下の通りとなっています。

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ②原則として、経費控除後の配当等収益等を中心に分配することをめざします。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

※分配金は、決算の都度、収益分配方針に基づいて委託会社（大和投資信託）が決定しますので、将来の分配金について、あらかじめ一定の額のお約束するものではありません。今後の市場環境や運用状況によっては、分配金の変更あるいは分配金が支払われない場合もあります。

### ■ 基準価額・純資産・分配の推移

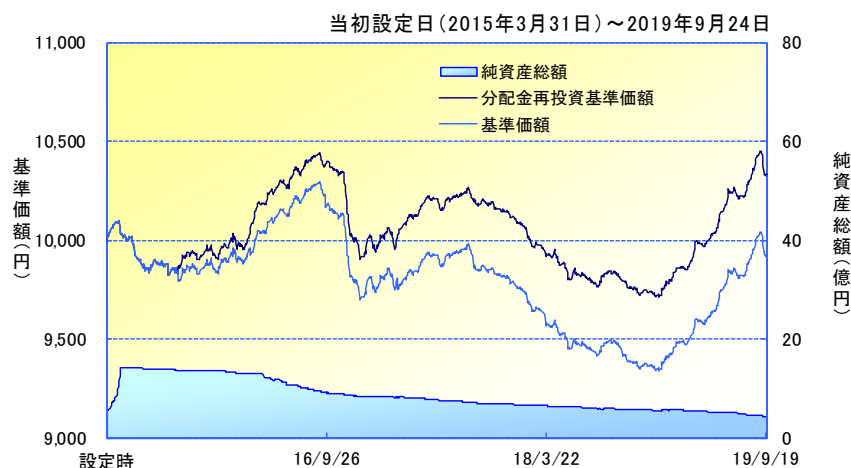
2019年9月24日現在

基準価額	9,917円
純資産総額	4億円

#### 《分配の推移》（1万口当たり、税引前）

決算期	（年/月/日）	分配金
第1～4期	合計:	280円
第5期	(17/9/22)	50円
第6期	(18/3/22)	30円
第7期	(18/9/25)	25円
第8期	(19/3/22)	10円
第9期	(19/9/24)	10円

分配金合計額 設定来：405円  
直近5期：125円



※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。  
 ※基準価額の計算において、運用管理費用（信託報酬）は控除しています（後述のファンドの費用をご覧ください）。  
 ※上記は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

## ■ ファンドマネージャーのコメント

※現時点での投資判断を示したものであり、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。

### <投資環境>

第9期の米国債券市場では金利が低下しました。期初より、3月のFOMC（米国連邦公開市場委員会）で政策金利見通しが引き下げられたことなどから米国の利下げ観測が高まり、金利が低下しました。5月以降は、トランプ大統領が中国製品に対する関税を引き上げる方針を示し、それに対して中国も米国製品への関税の引き上げを表明したことから米中通商協議への懸念が強まり、金利は低下基調となりました。7月には利下げが実施され、政策金利の誘導目標レンジは2.25～2.50%から2.00～2.25%に引き下げられました。

米ドル建て社債については、FRB（米国連邦準備制度理事会）の緩和的なスタンスなどを背景に、スプレッドは縮小圧力が強まり、多くの銘柄の金利は低下しました。

こうした環境下、当ファンドの基準価額は、保有債券からの利息収入や社債金利の低下を反映して上昇しました。

### <運用状況>

当ファンドでは、主として日系企業が発行する外貨建ての社債等への投資を継続し、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行いました。組入銘柄に関しては、市場規模が大きく相対的に流動性の高い米ドル建ての債券を選好し、デフォルト（債務不履行）リスクや債券の流動性などに留意しつつ、業種別では金融セクターを軸としたポートフォリオ構成を維持しました。

### <今後の見通し・運用方針>

米国の雇用は堅調で、内需も底堅く推移することが見込まれているものの、インフレ圧力が顕在化しにくい状況となっています。また、米中貿易摩擦や世界経済の減速で不透明感が強まる中、景気が悪化するリスクを警戒したため、FRBは利下げを実施しました。主要国の中銀が相次いで利下げに傾斜するなか、欧州の利下げ観測も市場内で高まっており、世界的に金融緩和環境が強まっています。

企業決算に関しては米中貿易摩擦の影響などを受け、収益が悪化している企業や、悲観的な業績見通しを出している企業が散見されるため、社債の投資環境の先行き不透明感が残っています。ただ低金利環境下において、相対的に高い利回りを求める投資需要が強いことは社債市場を支援すると考えています。

今後においても、金融セクターを軸としたポートフォリオを維持し、主として利息収入の獲得を目指す方針です。

## Ⅰ ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

- 日系企業が発行する外貨建ての社債等に投資することにより、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざします。

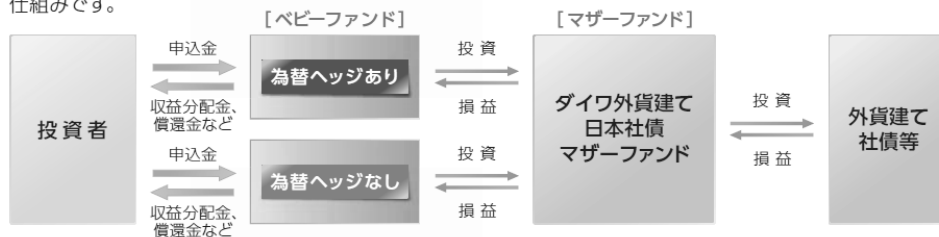
### ファンドの特色

1. 日系企業が発行する外貨建て（米ドル、ユーロおよび豪ドル建て）の社債等に投資します。
    - 日系企業とは、日本企業もしくはその子会社をいいます。
    - 社債等には、日本の政府機関、地方公共団体等が発行する債券を含みます。  
※流動性を確保するため、米ドル、ユーロおよび豪ドル建ての海外の国債やコマーシャル・ペーパー等に投資することがあります。
    - 外貨建て社債等の格付けは、取得時において投資適格（BBB 格相当以上）とします。
    - 金利リスク対応のため、米ドル、ユーロおよび豪ドル建ての債券先物取引を利用することがあります。
  2. 「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2つのファンドがあります。
    - 当ファンドは、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行いません。  
※ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。
  3. 「分配金＋基準価額」が一度でも「一定水準」を超えた場合、安定運用に入った後、繰上償還します。
    - 上記の「一定水準」は、「為替ヘッジあり」では 10,800 円、「為替ヘッジなし」では 11,500 円をいいます。
    - 「分配金＋基準価額」は設定来の分配金（1 万口当たり、税引前）の累計額に基準価額（1 万口当たり）を加算した額をいいます。
- \*1 上記「分配金＋基準価額」の水準は、安定運用に移行する水準であり、当ファンドの「分配金＋基準価額」が「一定水準」を超えることを示唆または保証するものではありません。
- \*2 わが国の短期金融商品等による安定運用に順次切り替えを行いません。流動性等により保有銘柄の売却が速やかに行なえない場合などがあるため、「分配金＋基準価額」が「一定水準」を超えてから繰上償還が行なわれるまで日数がかかることがあります。
- \*3 「分配金＋基準価額」が「一定水準」を超えてから償還までの市況動向、運用管理費用（信託報酬）等により、「分配金＋基準価額（または償還価額）」が「一定水準」以下となることがあります。また「分配金＋基準価額」が「一定水準」を超えた場合であっても、基準価額が 10,000 円以下で償還となることもあります。なお、「分配金＋基準価額」が「一定水準」を超えてから満期償還日までの期間が短い場合、繰上償還を行いません。

### ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行いません。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



- ・マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。

※くわしくは「投資信託説明書（交付目論見書）」の「ファンドの目的・特色」をご覧ください。

## 投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

「公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「その他（解約申込みに伴うリスク等）」

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

※くわしくは「投資信託説明書（交付目論見書）」の「投資リスク」をご覧ください。

## ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
購入時手数料	ご購入の申し込みはできません。	—
信託財産留保額	ありません。	—
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
運用管理費用 （信託報酬）	年率 1.377%* （税抜 1.275%） *消費税率が8%の場合の率です。消費税率が10%の場合は、1.4025%となります。	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。
その他の費用・ 手数料	(注)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

(注)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※くわしくは「投資信託説明書（交付目論見書）」の「手続・手数料等」をご覧ください。

設定・運用：

**大和投資信託**

Daiwa Asset Management

商号等 大和証券投資信託委託株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号  
加入協会 一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会

## 当資料のお取扱いにおけるご注意

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和投資信託が作成したものです。
- 投資信託は値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失はすべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載する指数・統計資料等の知的所有権、その他一切の権利はその発行者および許諾者に帰属します。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆さまの実質的な投資成果を示すものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。記載する投資判断は現時点のものであり、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- 当資料中で個別企業名が記載されている場合、あくまでも参考のために掲載したものであり、各企業の推奨を目的とするものではありません。また、ファンドに今後組み入れることを、示唆・保証するものではありません。
- 分配金は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

## 外貨建てニッポン社債ファンド2015-03（為替ヘッジあり／限定追加型） 取扱い販売会社

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第6号	○	○		
株式会社愛媛銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第6号	○			
株式会社商工組合中央金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第271号	○	○		
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○		○
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○

上記の販売会社については今後変更となる場合があります。また、新規のご購入の取り扱いを行っていない場合がありますので、各販売会社にご確認ください。